

小平市森のカルテ作成準備委員会設置要綱

平成22年6月1日 制定

(設置)

第1条 生活環境の保全のために特に必要と認められる樹林、竹林等に関する台帳（以下「森のカルテ」という。）に記載する項目、森のカルテの作成手順等について検討を行うため、小平市森のカルテ作成準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 森のカルテに記載する項目に関すること。
- (2) 森のカルテを作成する手順に関すること。
- (3) 森のカルテを利用した武蔵野の面影を保全するための手法に関すること。
- (4) その他森のカルテに関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、学識経験を有する者のうち市長が依頼する委員3人以内をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な会議の運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、委員

会の議により非公開とすることができる。

2 会議の傍聴の手續、傍聴人の遵守事項その他会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要に応じて第2条に掲げる事項に関係がある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(設置期間)

第9条 委員会の設置期間は、第2条に掲げる事項の検討が終了するまでとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、都市建設部水と緑と公園課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。